

# 経営サポート NEWS

## 経営サポートニュース 刊行に当たって

### 経営サポートニュース刊行に当たって

理事長 平松廣司

平素より三浦藤沢信用金庫に格別のお引き立てをいただき、心より御礼申し上げます。  
三浦藤沢信用金庫は地域のお客さまに頼りにされる「強くてやさしい信用金庫」を目指し、よりよいサービスを提供できるよう日々の業務に取り組んでおります。  
今般、地域の中小企業のお客さまへお役に立つ情報を提供したいという思いから「経営サポートNEWS」の刊行を開始いたしました。当金庫は今後本紙を活用してより有用な情報提供に努めてまいりますのでご活用いただきますようお願い申し上げます。

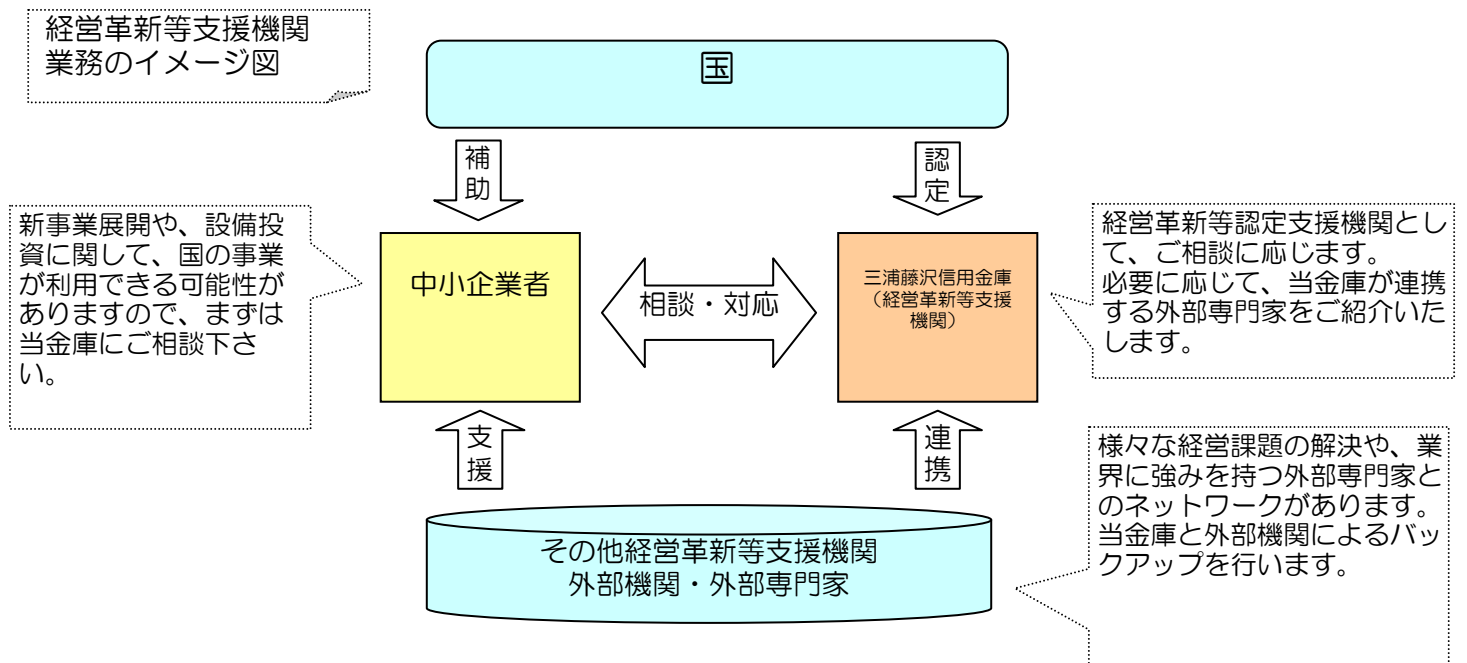
## 経営革新等支援機関に 認定されました

### 三浦藤沢信用金庫は、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」に認定されました

三浦藤沢信用金庫は、平成24年11月5日付で、中小企業経営力強化支援法にもとづく「経営革新等支援機関」として国から認定を受けました。  
経営革新等支援機関は、中小企業者の皆さまが安心して経営相談等を行えるよう、国が専門的知識や、実務経験が一定レベル以上の者を認定した機関です。

### 「経営革新等支援機関」の役割

近年、中小企業をめぐる経営課題が、一層多様化、複雑化する中、中小事業者支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化が求められています。これら中小事業者の経営課題に対応するために、地域における「経営革新等支援機関」がチーム一丸となって、きめ細かな支援を行うことが重要となってきています。  
「経営革新等支援機関」には、地域金融機関のほか、公認会計士、税理士、中小企業診断士や中小企業支援団体が認定されており、これらの機関同士等が連携して中小事業者の課題解決を図るよう求められています。



## 平成24年度補正予算において、「経営革新等支援機関」の関与が求められる事業

平成25年2月に可決された平成24年度第4次補正予算において、中小企業向けの緊急経済対策予算が組まれています。「経営革新等支援機関」が妥当性を確認した計画（創業や設備投資など）に補助する事業や、「経営革新等支援機関」がお客様の経営改善計画の作成支援をするに当たり、必要な専門家の謝金を補助する事業があり、積極的な活用が期待されています。事業の活用を検討される場合は、お取引頂いている本支店担当者に是非ともご相談下さい。（※下記中小企業経営基盤支援事業は、24年度も同額の予算措置がなされています。）

事業名	予算規模	主な内容 対象	事業概要
ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金	1,007億円	補助金 製造業	補助率2/3、補助上限額1,000万円 ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作開発、設備投資を支援する事業。
地域需要創造型起業・創業支援補助金	200億円	補助金 創業	補助率2/3、補助上限額200万円 新たに創業、第二創業を行う女性及び若者に対して事業計画を募集し、計画の実施に要する費用を一部助成する事業。
認定支援機関による経営改善計画策定支援事業	405億円	専門家派遣 中小事業者	補助率2/3、補助上限額200万円 経営上の課題を抱え、金融支援等を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家の助けを得て実施する経営改善計画の策定を支援。
中小企業経営力基盤支援事業（25年度）	2億円	信用保証料減免 中小事業者	信用保証協会の保証料を減免（概ね0.2%） 経営革新等支援機関による支援の下、事業計画の策定などの経営改善に取り組む場合に、信用保証協会の保証料を減免する事業。

## お役立ち情報

### 2013年度税制改正のポイント ～事業承継税制（納税猶予の要件緩和）～

2013年度に、いくつかの税制改正が実施される見通しとなっています。今回はそのうち、事業承継税制についてご案内いたします。2009年度に創設された、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度は、当初想定していたほどには利用が進んでいない状況であるため、主に次のような改定が予定されており、制度を使いやすくするような見直しが行われます。

改正ポイント/解説	現行	改正案
<b>○事前確認制度の廃止</b> 制度利用前に経済産業大臣による「事前確認」を受けておく必要がありました。が、手続き簡素化のため、事前確認が不要になります。	経産大臣の事前確認要	経産大臣の事前確認不要
<b>○親族外承継の対象化</b> 後継者の要件のうち、非上場会社を営んでいた被相続人の親族であることとする要件が撤廃され、親族外でも承継可能となります。	親族…○ 親族外…×	親族…○ 親族外…○
<b>○役員退任要件の緩和（贈与税の納税猶予のみ）</b> 先代経営者が当該企業の役員を退任する要件が、代表権を有していないことという要件に緩和されます。これに合わせて、有給の役員として当該企業に残ることも可能となります。	先代経営者は贈与時に役員を退任（無給の役員として再就任は可能）	先代経営者は贈与時に代表者を退任（有給の役員として残ることが可能）
<b>○雇用8割維持要件の緩和</b> 経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）における常時使用従業員数の平均が、相続開始時または贈与時における常時使用従業員数の80%を下回るようになった場合に緩和されます。	雇用者数の8割以上を「5年間毎年」確保	雇用者数の8割以上を「5年間平均」で評価
<b>○納税猶予打ち切りリスクの緩和</b> 経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）の経過後に、要件を満たせず納税猶予税額の全部または一部を納付する場合には、その5年間の期間中の利子税が免除されます。	要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は「納税猶予額+利子税」の支払いが必要	5年経過後に要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、当初5年間の利子税を免除
※個別の相続税・贈与税のご相談につきましては、顧問会計士・税理士にご相談いただきますようお願いいたします。		

三浦藤沢信用金庫  
経営サポートグループより

今回は「経営革新等支援機関」と、「事業承継に関する税制改正のポイント」を紹介させていただきました。経営サポートニュースでは、お客さまにとって役立つ情報を提供させていただきたいと考えております。ご意見やご要望がございましたら、お取引いただいている本支店担当者にお伝えいただきますようお願いいたします。